

車両等製造請負契約約款

(総則)

第1条 発注者及び請負人は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする製造の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 請負人は、契約書記載の製造を契約書記載の製造期間内に完成し、製造目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 製造の実施方法その他製造目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「製造方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負人がその責任において定める。
- 4 請負人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と請負人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と請負人との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。時間については日本標準時（UTC + 9時間）によるものとする。また、この契約において、日とは暦日をいい、営業日とは横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く日をいうものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。また、国連国際物品売買条約（ウィーン条約）（CISG）はこの契約には適用されないものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する日本国の裁判所に行うものとする。
- 12 請負人が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、請負人は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。なお、共同企業体の構成員は、発注者に対して、連帯してこの契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、この契約に基づく賠償金、違約金及び遅延損害金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

(契約書の構成)

第1条の2 この契約は、以下の文書（以下総称して「契約図書」という。）により構成されるものとする。なお、解釈に矛盾がある際の文書間の優先順位は以下の順序に従うものとする。

- (1) 契約書
- (2) この約款
- (3) 設計図書
 - 3-1) 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書（ある場合）
 - 3-2) 設計書（ある場合）
 - 3-3) 特記仕様書
 - 3-4) 図面（ある場合）

(製造の施行の調整)

第2条 発注者は、請負人の施行する製造及び発注者の発注に係る第三者の施行する他の製造等が施行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施行につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負人は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う製造等の円滑な施行に協力しなければならない。

(製造着手届出書)

第3条 請負人は、この契約の着手に当たり、製造着手届出書を、発注者に提出しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第4条 請負人は、この契約締結後5営業日以内に、設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。請負代金又は工程を変更したときも、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者が必要でないと認めた場合は、内訳書及び工程表を省略することができる。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び請負人を拘束するものではない。

(契約の保証)

第5条 請負人は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者があらかじめその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 請負人が、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供とみなす。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

3 第1項の規定にかかわらず、発注者は、請負人がこの契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- (1) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (2) この契約による債務の不履行による生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

4 契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

5 請負人は、第2項又は第3項に掲げる保証を付した場合は、直

ちに、その保証を証する書面を発注者に提出しなければならない。

6 請負人は、著しく請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に提出しなければならない。

7 発注者は、請負代金額の変更があった場合において、当初の保証の額と当該変更後の請負代金額に基づいて算出した保証の額との間に差額が生じたときは、当該差額を追徴し、又は返還することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第6条 請負人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 請負人は、製造目的物並びに製造材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第16条第2項の規定による検査に合格したもの及び第35条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 請負人は、製造の全部若しくは主たる部分又は製造のうち他の部分から独立してその機能を発揮する工作物に係る製造を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第8条 請負人は、下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他発注者の定める事項を、すみやかに発注者に通知しなければならない。

2 請負人は、製造の一部を第三者に委託した場合においても、その第三者がこの契約に基づく請負人の義務を履行することを保証するものとし、その第三者の全ての行為及び義務の不履行について、発注者に対して全責任を負うものとする。

(請負人の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務)

第9条 請負人は、製造を施行するために締結した下請契約において、次の各号に掲げる届出の義務のいずれかを履行していない業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）を請負人が直接締結する下請契約の相手方としてはならない。ただし、発注者の指定した期限までに、当該社会保険等未加入業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を請負人が提出したときはこの限りでない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(特許権等の使用)

第10条 請負人は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている製造材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその製造材料、製造方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負人がその存在を知らなかったときは、請負人はその使用に関

して要した費用の負担を、発注者に対して請求することができる。

(監督員)

第11条 発注者は、必要がある場合は、監督員を置き、請負人が製造を施行する場所（以下「現場」という。）へ派遣して製造の施行について監督をさせることができる。

2 発注者は、前項の監督員を置いたときは、その氏名を請負人に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。ただし、交通事業管理者（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）が特に認めた場合には、その氏名を請負人に通知しなくてよいものとする。

3 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての請負人又は請負人の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく製造の施行のための詳細図等の作成及び交付又は請負人が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、製造の施行状況の検査又は製造材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

4 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、請負人に通知しなければならない。

5 第3項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、緊急を要する場合は、書面によらないことができる。

6 発注者が監督員を置いたときは、請負人は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

7 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人)

第12条 請負人は、この契約の着手に当たり、現場代理人を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。また、現場代理人を変更したときは、直ちに通知しなければならない。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、現場の運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第15条第1項の書面の受理並びに同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく請負人の一切の権限を行使することができる。

3 請負人は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を、書面をもって、発注者に通知しなければならない。

(施工体制台帳の提出等)

第13条 請負人は下請負契約を締結した場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）による施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。ただし、施工体制台帳の記載事項については、設計図書の定めるところによる。

- 2 前項の請負人は、発注者から、主任技術者や専門技術者の配置状況その他の現場の施工体制について施工体制台帳に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
- 3 第1項の請負人は、施工体系図を作成し、これを当該現場の関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(履行報告)

第14条 請負人は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、発注者に報告しなければならない。

(製造関係者に対する措置請求)

- 第15条 発注者は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、請負人に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、請負人が製造を施行するために使用している技術者、下請負人、労働者等で製造の施行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負人に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- 3 請負人は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10営業日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 請負人は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10営業日以内に請負人に通知しなければならない。

(製造材料の品質及び検査等)

- 第16条 製造材料の品質については、設計図書に定めるところによる。請負人は、設計図書にその品質が明示されていないときは、中等の品質を有するものを使用しなければならない。
- 2 請負人は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された製造材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、請負人の負担とする。なお、発注者が検査のために派遣する人員の交通費及び滞在費は発注者が負担する。
- 3 監督員は、請負人から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(監督員の立会い及び製造記録の整備等)

- 第17条 請負人は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された製造材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 請負人は、設計図書において監督員の立会いの上施行するものと指定された製造については、当該立会いを受けて施行しなければならない。
- 3 請負人は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は写真等の記録を整備すべきものと指定した製造材料の調査又は製造の施行をするときは、設計図書に定める

ところにより、当該見本又は写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求があった日から7日以内に、これを提出しなければならない。

- 4 監督員は、請負人から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由がないのに請負人の請求に応じないためその後の工程に支障をきたすときは、請負人は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、製造材料を調査して使用し、又は製造を施行することができる。この場合においては、請負人は、当該製造材料の調査又は当該製造の施行を適切に行ったことを証する見本又は写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求があったときから7日以内に、これを提出しなければならない。
- 6 第1項の見本検査及び第3項又は前項の見本若しくは写真等の記録の整備に直接要する費用は、請負人の負担とする。なお、発注者が検査のために派遣する人員の交通費及び滞在費は発注者が負担する。

(支給材料及び貸与品)

- 第18条 発注者から請負人に支給する製造材料(以下「支給材料」という。)及び製造の施行上使用するため貸与する機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負人の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、請負人は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 請負人は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 請負人は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る)があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、請負人から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、当該支給材料又は貸与品の使用を請求しなければならない。
- 6 発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは製造期間又は請負代金額を変更し、請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 請負人は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 請負人は、製造の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、発注

者に返還しなければならない。

- 10 請負人は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 請負人は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第 19 条 請負人は、製造の施行が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 発注者は、前項の不適合が監督員の指示による等発注者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは製造期間又は請負代金額を変更し、請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 3 監督員は、請負人が第 16 条第 2 項又は第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、製造の施行部分を最小限度破壊又は分解して検査することができる。
- 4 前項に定めるものを除くほか、監督員は、製造の施行が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を請負人に通知して、製造の施行部分を最小限度破壊又は分解して検査することができる。
- 5 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、請負人の負担とする。

(条件変更等)

第 20 条 請負人は、製造の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 契約図書に対する質問回答書が互いに一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 契約図書に矛盾、誤り又は記載漏れがあること。
 - (3) 契約図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 契約図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負人の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、請負人が立会いに応じない場合には、請負人の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 発注者は、前項の規定による調査について、請負人の意見を聴いた上、当該調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後 14 日以内に、請負人に通知しなければならない。ただし、発注者は、当該期間内に請負人に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、請負人の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第 1 項各号に掲げる事実が発注者及び請負人によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更を行わなければならない。

- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号のいずれか 発注者が行う
れかに該当し、設計図書を訂

正する場合

- (2) 第 1 項第 4 号に該当し、設計図書を変更する場合で、製造目的物の変更を伴うもの 発注者が行う
- (3) 第 1 項第 4 号に該当し、設計図書を変更する場合で、製造目的物の変更を伴わないもの 発注者と請負人とが協議して発注者が行う

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行なった場合において、発注者は、必要があると認められるときは製造期間又は請負代金額を変更し、請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 21 条 発注者は、前条第 4 項に定めるものを除くほか、必要があると認められるときは、設計図書の変更の内容を請負人に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは製造期間又は請負代金額を変更し、請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更に係る請負人の提案)

第 22 条 請負人は、この契約締結後、設計図書に定める製造の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、横浜市交通局契約後 V E 方式実施要綱の定めるところにより、発注者に提案することができる。

- 2 発注者は、前項の規定に基づく請負人の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを請負人に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(製造の一時中止)

第 23 条 第 49 条第 1 項の規定による不可抗力の発生により、製造目的物等に損害を生じ、若しくは現場の状態が変動したため、請負人が製造を施行できないと認められるとき、又はそのおそれがあるときは、発注者は、製造の一時中止の内容を直ちに請負人に通知して、製造の全部又は一部の施行を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、製造の一時中止の内容を請負人に通知して、製造の全部又は一部の施行を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により製造の施行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは製造期間又は請負代金額を変更し、請負人が製造の続行に備え現場を維持し、又は労働者、機械器具等を保持するための費用等の製造の施行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(引渡期限の延長)

第 24 条 請負人は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく製造の施行の調整への協力その他請負人の責めに帰することができない事由により製造期間内に製造を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に製造期間の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要

があると認められるときは、製造期間を延長しなければならない。発注者は、その製造期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(引渡期限の短縮等)

第 25 条 発注者は、特別の理由により引渡期限を短縮する必要があるときは、請負人に対して、引渡期限の短縮を請負人に請求することができる。

2 発注者は、この約款他の条項の規定により製造期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する製造期間について、通常必要とされる製造期間に満たない製造期間への変更を請求することができる。

3 前 2 項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(製造期間の変更方法)

第 26 条 第 18 条第 7 項、第 19 条第 2 項、第 20 条第 5 項、第 21 条、第 23 条第 3 項、第 24 条第 2 項、前条第 1 項若しくは第 2 項、又は第 49 条第 3 項の規定による製造期間の変更については、発注者と請負人とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 14 日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、製造期間を変更し、請負人に通知する。

2 前項の協議の開始の日については、発注者が請負人の意見を聴いて定め、請負人に通知する。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から 7 日以内に発注者が当該協議の開始の日を通知しない場合には、請負人は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- (1) 第 18 条第 7 項の規定による製造期間の変更 同条第 5 項の規定により他の支給材料若しくは貸与品の引渡しを受けた日若しくは支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した日若しくは支給材料若しくは貸与品の使用の請求を受けた日又は同条第 6 項の規定により支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所若しくは引渡時期を変更した日
- (2) 第 19 条第 2 項の規定による製造期間の変更 同条第 1 項の規定により改造の請求を受けた日
- (3) 第 20 条第 5 項の規定による製造期間の変更 同条第 4 項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った日
- (4) 第 21 条の規定による製造期間の変更 同条の規定により設計図書の変更の内容の通知を受けた日
- (5) 第 23 条第 3 項の規定による製造期間の変更 同条第 1 項又は第 2 項の規定により製造の一時中止の内容の通知を受けた日
- (6) 第 24 条第 2 項の規定による製造期間の変更 同条第 1 項の規定により製造の一時中止の内容の通知を受けた日

- による製造期間の変更 造期間の延長の請求を受けた日
- (7) 前条第 1 項の規定による製造期間の変更 同項の規定により引渡期限の短縮の請求を受けた日
- (8) 前条第 2 項の規定による製造期間の変更 同項の規定により通常必要とされる製造期間に満たない製造期間への変更の請求を受けた日
- (9) 第 49 条第 3 項の規定による製造期間の変更 不可抗力の通知を受けた日

(請負代金額等の変更の方法)

第 27 条 第 18 条第 7 項、第 19 条第 2 項、第 20 条第 5 項、第 21 条、第 23 条第 3 項、第 24 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 37 条第 2 項、又は第 49 条第 3 項の規定による請負代金額の変更については、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者と請負人とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、請負代金額を変更し、請負人に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、発注者が請負人の意見を聴いて定め、請負人に通知する。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から 7 日以内に発注者が当該協議の開始の日を通知しない場合には、請負人は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- (1) 第 18 条第 7 項の規定による請負代金額の変更 同条第 5 項の規定により他の支給材料若しくは貸与品の引渡しを受けた日若しくは支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した日若しくは支給材料若しくは貸与品の使用の請求を受けた日又は同条第 6 項の規定により支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所若しくは引渡時期を変更した日
- (2) 第 19 条第 2 項の規定による請負代金額の変更 同条第 1 項の規定により改造の請求を受けた日
- (3) 第 20 条第 5 項の規定による請負代金額の変更 同条第 4 項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った日
- (4) 第 21 条の規定による請負代金額の変更 同条の規定により設計図書の変更の内容の通知を受けた日
- (5) 第 23 条第 3 項の規定による請負代金額の変更 同条第 1 項又は第 2 項の規定により製造の一時中止の内容の通知を受けた日
- (6) 第 24 条第 2 項の規定による請負代金額の変更 同条第 2 項の規定により製造期間の延長の請求を受けた日
- (7) 第 25 条第 3 項の規定による請負代金額の変更 同条第 1 項の規定により引渡期限の短縮の請求を受けた日又は同条第 2 項の規定

- により通常必要とされる製造期間に満たない製造期間への変更の請求を受けた日
- (8) 第 37 条第 2 項の規定による請負代金額の変更
- (9) 第 49 条第 3 項の規定による請負代金額の変更
- 3 第 18 条第 7 項、第 19 条第 2 項、第 20 条第 5 項、第 21 条、第 23 条第 3 項、第 24 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 29 条ただし書、第 34 条第 3 項及び第 37 条第 2 項の規定により負担する費用の額については、発注者と請負人とが協議して定める。
- (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
- 第 28 条 発注者又は請負人は、製造期間内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して、請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は請負人は、前項の規定による請求があったときは、変動前残請負代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残請負代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残請負代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残請負代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残請負代金額及び変動後残請負代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と請負人とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、変動前残請負代金額及び変動後残請負代金額を定め、請負人に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により製造期間内に主要な製造材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったと認められるときは、発注者又は請負人は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、製造期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負人は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の規定による請求があった場合において、当該請負代金額の変更額については、発注者と請負人とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者が請負代金額を変更し、請負人に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議の開始の日については、発注者が請負人の意見を聴いて定め、請負人に通知する。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、請負人は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(一般的損害)

第 29 条 製造目的物の引渡し前に製造目的物、製造材料（支給材料を含む。第 47 条において同じ。）又は製造の施行のために使用する機械器具（貸与品を含む。第 47 条において同じ。）について生じた損害その他製造の施行に関して生じた損害（次条第 1 項に規定する損害を除く。）は、請負人の負担とする。ただし、その損害（第 47 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補されたものを除く。）のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に与えた損害)

第 30 条 製造の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、請負人がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 47 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補されたものを除く。）のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 前項の場合その他製造の施行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と請負人とが協議してその処理解決に当たるものとする。

(臨機の措置)

第 30 条の 2 請負人は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、請負人は、あらかじめ、監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 請負人は、前項の場合においては、その執った措置の内容について監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害の防止その他製造の施行上特に必要があると認めるときは、請負人に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 請負人が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(請負代金の変更に代える設計図書の変更)

第 31 条 発注者は、第 10 条ただし書き、第 18 条第 7 項、第 19 条第 2 項、第 20 条第 5 項、第 21 条、第 23 条第 3 項、第 24 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 28 条第 2 項、第 5 項若しくは第 6 項、第 29 条ただし書、第 30 条の 2 第 4 項又は第 34 条第 3 項の規定により請負代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき請負代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、発注者と請負人とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、設計図書の変更の内容を定め、請負人に通知しなければならない。

2 前項の協議の開始の日については、発注者が請負人の意見を聴いて定め、請負人に通知する。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から 7 日以内に発注者が当該協議の開始の日を通知しない場合には、請負人は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- (1) 第 10 条ただし書の規定による負担 同条の規定により請求を受けた日
- (2) 第 18 条第 7 項の規定による請負代金額の変更又は費用の負担 同条第 5 項の規定により他の支給材料若しくは貸与品の引渡しを受けた日若しく

- は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した日若しくは支給材料若しくは貸与品の使用の請求を受けた日又は同条第6項の規定により支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所若しくは引渡時期を変更した日
- (3) 第19条第2項の規定による請負代金額の変更又は費用の負担 同条第1項の規定により改造の請求を受けた日
- (4) 第20条第5項の規定による請負代金額の変更又は費用の負担 同条第4項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った日
- (5) 第21条の規定による請負代金額の変更又は費用の負担 同条の規定により設計図書の変更の内容の通知を受けた日
- (6) 第23条第3項の規定による請負代金額の変更又は費用の負担 同条第1項又は第2項の規定により製造の一時中止の内容の通知を受けた日
- (7) 第24条第2項の規定による請負代金額の変更又は費用の負担 同条第1項の規定により製造期間の延長の請求を受けた日
- (8) 第25条第3項の規定による請負代金額の変更又は費用の負担 同条第1項の規定により引渡期限の短縮の請求を受けた日又は同条第2項の規定により通常必要とされる製造期間に満たない製造期間への変更の請求を受けた日
- (9) 第28条第2項の規定による請負代金額の変更 同条第1項の規定により発注者が請負代金額の変更の請求を行った日又は受けた日
- (10) 第28条第5項の規定による請負代金額の変更 同項の規定により発注者が請負代金額の変更の請求を行った日又は受けた日
- (11) 第28条第6項の規定による請負代金額の変更 同項の規定により発注者が請負代金額の変更の請求を行った日又は受けた日
- (12) 第29条ただし書の規定による費用の負担 同条の損害が生じた日
- (13) 第30条の2第4項の規定による費用の負担 同条の2第2項の規定により執った措置の内容を通知した日又は同条の2第3項の規定により臨機の措置を執った日
- (14) 第34条第3項の規定による費用の負担 同条の損害が生じた日

(検査及び引渡し)

第32条 請負人は、製造が完成したときは、直ちに、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、第1条第9項の規定にかかわらず、通知を受けた日から起算して14日以内に、請負人の立会いの上、製造の完成を確認するための検査を完

了し、当該検査の結果を請負人に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、当該理由を請負人に通知して、製造目的物を最小限度破壊又は分解して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負人の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって製造の完成を確認した後、請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに、当該製造目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、請負人が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に当該製造目的物の引き渡すべきことを請求することができる。この場合においては、請負人は、直ちに、その引渡しをしなければならない。
- 6 前2項の引渡しは、監督員及び請負人の立会いの下に、書面をもって行うものとし、同時に当該製造目的物の所有権も発注者に移転するものとする。
- 7 請負人は、製造が第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を製造の完成とみなして前各項までの規定を適用する。

(請負代金の支払)

第33条 請負人は、前条第2項(同条第7項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、第1条第9項の規定にかかわらず、請求を受けた日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者は契約代金の支払いを円貨により、別途定める支払方法により、日本国内にある請負人が指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は発注者の負担とする。ただし、発注者及び請負人の協議の上、その他の方法によることもできるものとする。
- 4 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、第1条第9項の規定にかかわらず、その期限を経過した日から起算して検査をした日までの期間の日数は、第2項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したもののみとする。

(引渡し前の使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、製造目的物の全部又は一部を請負人の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定による使用により請負人に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分払)

第35条 請負人は、製造の完成前に、製造の出来形部分並びに発注者が部分払の対象とすることを認めた現場に搬入済みの製造材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額(以下「出来高」という。)の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより発注者に対して、部分払を請求することが

できる。

- 2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ発注者の指定するところによる。
- 3 請負人は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る製造出来形部分並びに現場に搬入済みの製造材料及び製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して 14 日以内に、請負人の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行い、当該確認の結果を請負人に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、当該理由を請負人に通知して、出来形部分を最小限度破壊又は分解して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、請負人の負担とする。
- 6 請負人は、第 4 項の規定による確認の通知があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求があった日から起算して 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、出来高は、発注者と請負人とが協議して定める。ただし、前項の請求を受けた日から 10 日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者が出来高を定め、請負人に通知する。

部分払金の額 \leq (出来高 - 既に部分払の対象となった出来高)

9

\times —

10

- 8 発注者は部分払金の支払いを円貨により、別途定める支払方法により、日本国内にある請負人が指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は発注者の負担とする。ただし、発注者及び請負人の協議の上、その他の方法によることもできるものとする。

(部分引渡し)

- 第 36 条 製造目的物について、発注者が設計図書に製造の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の製造が完了したときは、第 32 条中「製造」とあるのは「指定部分に係る製造」と、「製造目的物」とあるのは「指定部分に係る製造目的物」と、同条第 5 項及び第 33 条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(部分払等の不払に対する製造中止)

- 第 37 条 請負人は、発注者が第 35 条又は第 36 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、製造の全部又は一部の施行を一時中止することができる。この場合においては、請負人は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により請負人が製造の施行を中止した場合において、必要があると認められるときは製造期間若しくは請負代金額を変更し、又は請負人が製造の続行に備え現場を維持し若しくは労働者、製造の施行のため使用する機械器具等を保持するための費用その他製造の施行の一時中止に伴う増加費用を必要

とし若しくは請負人に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 38 条 発注者は、製造目的物が種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負人に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、当該履行の追完を求めることができない。

- 2 前項の場合において、請負人は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 製造目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 第 1 項の規定において、契約不適合のある製造目的物の返還、引取り等は、全て請負人の費用負担により行うものとする。

- 5 本条の規程により、第 41 条の規定による解除権、第 51 条の規定による損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約不適合責任期間)

第 38 条の 2 発注者は、引き渡された製造目的物に関し、第 32 条第 4 項又は第 5 項（第 36 条において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から設計図書に定める期間まででなければ、契約不適合を理由とした追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を請負人に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が請負人の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負人の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については

適用しない。

7 発注者は、製造目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに請負人に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、請負人が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 第1項の規定は、製造目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、請負人がその支給材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行滞滞の場合における損害金等)

第39条 請負人の責めに帰すべき事由により製造期間内に製造を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を請負人に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)を乗じて計算した額(ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第33条第2項(第36条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、請負人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第40条 請負人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 請負人又は請負人を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「請負人等」という。)が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、請負人等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、請負人等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、請負人等に独

占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 請負人(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による製造が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、請負人が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、請負人の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、請負人の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第41条 発注者は、請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、製造に着手すべき期日を過ぎても製造に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により製造期間内に完成しないとき又は製造期間経過後相当の期間内に製造が完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第41条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、請負人は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 請負人がその債務の履行を拒否し、又は、請負人の責めに帰すべき事由によって請負人の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者(各国の法に基づき破産その他各号の内容と同等の手続きにおける解除の場合は、次の各号に掲げる者と同等の法的立場にある者と発注者が認めた場合も含む)がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 請負人について破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人
 - (2) 請負人について会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人
 - (3) 請負人について民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第42条 発注者は、この契約に関して、請負人が第40条第1項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第43条 発注者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
- (3) 請負人が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 請負人が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、発注者が請負人に対して当該契約の解除を求め、請負人がこれに従わなかったとき。

2 請負人が共同企業体の場合にあつては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、請負人は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、請負人が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して発注者に支払わなければならない。

第44条 発注者は、製造が完成するまでの間は、第41条、第42条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において請負人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは適用しない。

（請負人の解除権）

第45条 請負人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第21条の規定による設計図書の変更に伴い請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第23条の規定によりこの製造の施行の中止期間が製造期間の10分の5（製造期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が製造の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の製造が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の

履行が不可能となったとき。

2 請負人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第46条 発注者は、この契約が解除された場合においては、製造の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった製造材料の引渡しを受けるとともに、当該引渡しを受けた出来形部分等に相応する請負代金を請負人に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負人に通知して、出来形部分を最小限度破壊又は分解して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負人の負担とする。

3 請負人は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負人の故意若しくは過失により滅失し、若しくははき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 請負人は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負人の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 第3項前段又は第4項前段の規定により請負人が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第41条、第41条の 発注者が定める。

2、第42条及び第43条の規定に基づくとき。

(2) 解除が前2条の規定に基づき 請負人が発注者の意見を聴いて定める。

6 第3項後段及び第4項後段の規定により請負人が執るべき措置の期限、方法等については、発注者が請負人の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

第47条 請負人は、製造目的物及び製造材料等を設計図書に定めるところにより、直ちに、火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 請負人は、前項の規定により保険の契約を締結したときは、直ちに、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示しなければならない。

3 請負人は、製造目的物及び製造材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちに、その旨を発注者に通知しなければならない。

4 保険の加入に要する、保険料を含む一切の経費は請負人が負担するものとする。また、保険の加入に必要な手続は、発注者の協力が必要となるものを除き、請負人がなすものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 48 条 請負人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 請負人は、前項の不当介入を受けたことにより、引渡期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と引渡期限に関する協議を行わなければならない。その結果、引渡期限に遅れが生じると認められたときは、第 24 条の規定により、発注者に引渡期限の延長の請求を行うものとする。

3 請負人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 請負人は、前項の被害により引渡期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と引渡期限に関する協議を行わなければならない。その結果、引渡期限に遅れが生じると認められたときは、第 24 条の規定により、発注者に引渡期限の延長の請求を行うものとする。

(不可抗力)

第 49 条 契約締結後において、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、戦争、テロ行為、暴動、法令の改廃・制定、公権力による処分・命令、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関の事故、その他の不可抗力（以下「不可抗力」という。）により、この契約の全部又は一部の履行の遅滞又は不能が生じた場合は、当事者は相互にその責任を負わない。

2 発注者及び請負人は、不可抗力により契約の履行の全部又は一部が遅滞又は不能となった場合又はそのおそれのある場合は、当該不可抗力について直ちに相手方に通知し、その後の対応について相手方と協議するものとする。

3 前項の規定による協議の結果、必要があると認められるときは、設計図書、製造期間、請負代金額等を変更するものとする。

(人員の派遣)

第 50 条 請負人は、設計図書に定めるところにより、製造目的物の設置・点検・整備・修理等において、請負人又は第三者をして、請負人の費用負担で発注者が指定する場所に人員の派遣を行わなければならない。

(損害賠償)

第 51 条 発注者又は請負人が被った、相手方がこの契約に違反した結果生じた全ての合理的な損失、責任、費用、請求、損害等（以下、「損害等」という。）については、以下に定めるところにより相手方に対して損害賠償を請求することができる。

2 前項に定める損害賠償は、現実に発生した通常かつ直接の損害とするが、特別の事情により生じた損害等であっても、帰責事由がある当事者がその事情を予見し又はし得べきものについては、その範囲に含まれるものとする。なお、帰責事由がある当事者は、他方当事者が支払うことを余儀なくされた弁護士、その他専門家に係る費用を負担しなければならない。

3 発注者は、第41条、第42条又は第43条の規定により契約の全部又は一部を解除した場合において、発注者に生じた損害額がそれぞれの条項で定められた違約金を超過するときは、その超過する部分について請負人に対し損害賠償の請求をすることができる。

4 第2項の「現実に発生した通常かつ直接の損害」とは、原因行為と相当因果関係にある損害を意味し、いかなる間接的、偶発的、

又は派生的な損害も含まない。

(賠償金及び違約金に係る遅延損害金)

第 52 条 発注者又は請負人がこの契約に定める損害賠償金又は違約金を相手方の指定する期間内に支払わないときは、責めある当事者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延損害金を相手方に支払わなければならない。

(相殺)

第 53 条 発注者は、請負人に対して有する金銭債権があるときは、請負人が発注者に対して有する請負代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(通知)

第 54 条 この契約における各当事者に対する通知、報告等は、別途特記仕様書で定めた住所等においてなされるものとする。この契約上書面による通知が要求されている場合も電磁的方法による場合はそれをもって書面による通知とし、その通知先は発注者と請負人について別途指定する。

2 前項の通知は相手方への到達時をもってその効力を発する。

3 発注者又は請負人が前項の通知先を変更する場合は、変更予定日の5営業日前までに相手方に通知するものとする。

(情報セキュリティ)

第 55 条 請負人は、この契約の実施において、発注者が取扱条件を明示した情報を取り扱う場合、セキュリティ確保のため以下の各号の措置を講じなければならない。

(1) 発注者の情報を防護し、機密性、完全性を確保するために、発注者の情報にアクセスできる者をこの契約の履行に必要な範囲となるよう適切な管理を行うこと。

(2) 外部からの意図的な不正行為やその他の脅威から請負人の情報を守るため、当該情報を扱う作業の実施施設に不正な入退場が行われぬよう対策を講ずること。

(3) 情報システムの破壊、侵入、不正アクセス、コンピュータウイルスその他の脅威から発注者の情報を扱う情報システムを防護するための措置を講ずるとともに、当該情報を扱う端末等では情報漏えいの危険性のあるソフトウェアの使用を禁ずること。

(4) 発注者の情報を漏えい、破壊、改ざん、滅失又は棄損等(以下「漏えい等」という。)の事故が生じた場合には、直ちに発注者に対しこれを報告し、適切な措置を講ずること。

(5) 前号に定める措置を講じたときは、速やかに発注者に対し漏えい等の範囲、拡大防止策、原因究明及び対策等の措置内容を報告すること。

(6) 前各号までの措置を周知徹底すること。

2 発注者は、前項に定める措置のほか、請負人と事前に協議し合意した措置を求めることができる。

3 第1項及び前項定めるほか、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項(令和5年4月1日)による。なお、本文中にある表現として、委託者は発注者に、受託者は請負人に、それぞれ読み替えるものとする。

(契約の公表)

第 56 条 請負人は、この契約の名称、請負代金額並びに請負人の氏

名及び住所等が一般に公表されることに同意する。

2 請負人は、発注者からの事前の書面による同意を得ることなく、この契約に関してプレス発表等の広報活動を行ってはならないものとする。

(消費税等率変動に伴う請負代金額の変更)

第 57 条 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを請負代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完全合意)

第 58 条 この契約は、ここに言及されている事項に関する当事者間の完全な合意をなすものであり、口頭であると否とを問わず、いかなる他の合意も拘束される当事者によって署名した書面によらない限り、当事者間を拘束するものではないものとする。

(分離可能性)

第 59 条 この契約の各条項は、可能な限り、また法律が許す範囲で、準拠法の下で有効となる方法で解釈されるものとし、この契約の如何なる条項についても準拠法の下で禁止されていた場合又は無効とされた場合には、その条項の残りの部分又はこの契約の他の条項を無効にすることなく、その条項は当該禁止と無効の限度においてのみ無効となるものとする。

(権利不放棄)

第 60 条 この契約のいかなる条項又は条件も、一定の状況における行為又はその他の理由により、この契約の当該条項若しくは条件のさらなる放棄をしたもの、又は放棄している状態が続くものとみなされたり、解釈されたりしないものとする。

(第三者の無権利)

第 61 条 この契約の規定は、この契約に特段の定めがない限り、第三者受益者又はその他の第三者の権利を与えるものではなく、この契約の当事者(承継人及び譲受人を含む。)に対する権利のみを定めたものである。

(見出し)

第 62 条 この契約の見出しは、便宜のためにのみ記載されているものであり、その言及する条項の表現を制限したり、拡張したりする効果を有しない。

(存続)

第 63 条 この契約が解除された場合でも、準拠法等性質上存続されることが意図されている権利、義務及び規定は、この契約の解除後も存続するものとする。

(疑義の解決)

第 64 条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と請負人とが協議して解決するものとする。

(補則)

第 65 条 この約款に定めのない事項については、横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と請負人とが協議して定める。